

和歌山工業高等専門学校学生相談室規則

制 定 令和2年5月26日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目的)

第2条 相談室は学生の抱えている個人的諸問題や就学・就職等についての相談に応じ、適切な助言を行い、もって学生の健全な育成を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の学修、進路及び精神上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- 二 学生生活の個人的問題に関する相談及び助言に関すること。
- 三 学生のハラスメントに関する相談に関すること。
- 四 諸問題を抱える学生を指導する学級担任等の相談及び助言に関すること。
- 五 特別な支援を必要とする学生に対する相談に関すること。
- 六 相談室の業務に必要な調査研究に関すること。
- 七 相談室の業務に必要な研修、啓発及び他機関との連携、情報交換に関すること。
- 八 その他学生相談に関し、目的達成に必要となる事項に関すること。

(組織)

第4条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 相談員
- 四 カウンセラー 若干名

2 室長及び副室長は、相談員を兼ねることができる。

(室長)

第5条 室長は、校長が指名する。

- 2 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、校長の命を受け、相談室の業務を掌理する。
- 4 室長は、相談室の運営にあたっては、教務主事、学生主事及び寮務主事と緊密な連携を図り、効果的かつ円滑に業務を推進するものとする。

(副室長)

第6条 副室長は、相談員のうちから校長が指名する。

2 副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副室長は、室長の職務を補佐し、室長に事故あるときは室長の職務を代行する。
(相談員)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる者から校長が指名する。

- 一 学科教員 各1名
- 二 療務係長
- 三 看護師
- 四 その他校長が必要と認めた者

2 第1項第一号及び第四号の相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員は、室長の命を受け、第3条各号に掲げる業務に従事する。
(カウンセラー)

第8条 カウンセラーは、室長を補佐し、相談員に助言を与え、カウンセリングを指導・援助し、かつ専門的立場から第3条各号に掲げる業務に従事する。

(相談室への連絡)

第9条 教職員は、相談室のカウンセラー等の助言や援助が必要と思われる学生、及び特別な教育ニーズを必要とする学生を認めたときは、相談室に連絡するものとする。

(守秘義務)

第10条 相談業務に係わった教職員は、個人の秘密を厳守しなければならない。また、相談内容をもとに、当該個人に係わる不利益な処置を行ってはならない。

(事務)

第11条 相談室の事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、相談室の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。